

食品ロス削減に向けた経済産業省の取組

平成 28 年 9 月 26 日
経済産業省流通政策課

1. 製・配・販連携協議会について

製・配・販連携協議会とは、サプライチェーン上の様々な課題を解決するために、メーカー（製）、中間流通・卸（配）、小売（販）の各企業（55 社）が協力して取り組む事を目的として、平成 23 年 5 月に設立された協議会である。

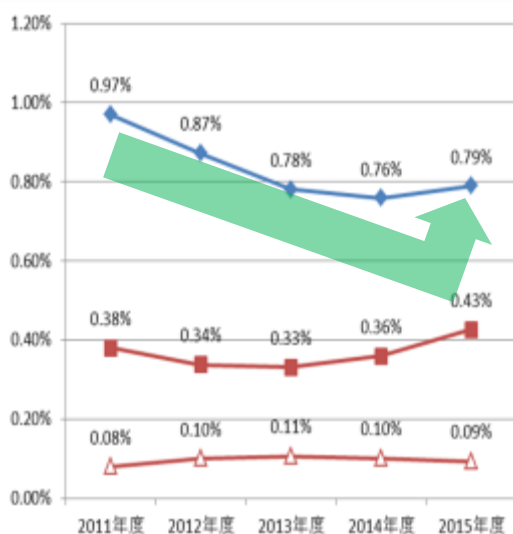
我が国流通業サプライチェーンの効率化や、新たな市場・付加価値の創造等につながるため、経済産業省としても、積極的に支援している。

平成 27 年度（平成 27 年 7 月～平成 28 年 6 月）は①返品削減②賞味期限の年月表示化／リードタイム最適化③配送最適化に関する議論を、加工食品／日用品と2つのワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置し、食品ロスの原因の一つとして挙げられる小売・卸からメーカーへの返品に関して、実態調査や削減に向けた取組を実施し、返品削減の進め方手引書を策定した。

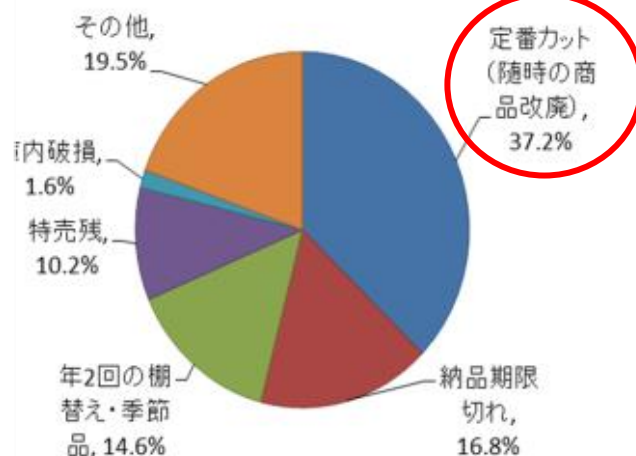
2. 平成 27 年度（平成 27 年 7 月～平成 28 年 6 月）の取組

（1）返品率、返品理由の調査

加工食品の返品率の推移（2010 年度～2015 年度）



加工食品の返品発生理由（卸売業→メーカー）2015 年度



出典：2015 年 7 月 3 日 製・配・販連携協議会総会資料より抜粋

■ 理由としては、小売業におけるMD(商品政策)の変化により、地域商品などの取扱アイテム数が増加したことが影響したと考えられる。

（2）賞味期限の延長、年月表示化に向けた検討

現在、加工食品業界では酒類全般と飲料/菓子の一部商品以外は、賞味期限「年月日」で表示されているが、賞味期限表示を年月日から年月とすることで、日付逆転の発生頻度を減らし、保管・配送・入出荷等の作業を効率化することが期待されている。食品ロス削減の観点からも、納品期限の見直し、賞味期限の延長とともに年月表示化を推進し、返品や廃棄をできるだけ抑制することが求められている。

(3)加工食品における返品削減の進め方手引書の策定

返品削減の取組みを着実に実行・実現するとともに、業界全体へ普及拡大を推進するため、企業内の取組みと取引先との取組みに分けて整理し、手引書とパンフレットおよび、ポスターを策定。

○企業内の取組

- ・意識改革と意識啓発
- ・返品実績の把握と管理
- ・不当な返品防止

○取引先との取組

- ・関係者との情報共有
- ・納品期限と賞味期限の見直し
- ・商品入替えプロセスの見直し

加工食品における返品削減の進め方手引書

～返品削減に向けたベタープラクティスのエッセンス～

発行：製・配・販連携協議会

返品削減に向けて

○食品ロス削減は世界的な課題であり、食料に関わる製・配・当企業は積極的に取り組むべきです。人口減少・高齢化が進む中、ムリ・ムダ・ムラの少ないサプライチェーンを形成することが必要です。

○しかし、加工食品市場では、特に卸売業からメーカーへの返品が多く発生しており、流通コストと食品ロスの増加を招いています。

○加工食品の流通に関わる製・配・当事業者は、一度出たものは全て消費者に取られるよう、返品を抑制する、返流・回収を促進することが必要だと考えます。

○本手引書が業界関係者各社の参考となり、返品削減の一助となれば幸いです。

企業内の取組み

① 意識改革・意識啓発

○食品ロス削減に向けた企業内の取組みとして、まず意識改革・意識啓発が重要で、
○従業員全員が食品ロス削減の重要性を十分に理解し、返品を減らす努力を継続することが必要です。

ポイント

- 経営層・役員層の理解と意識改革・啓発
- 社内への継続的な意識啓発
- 返品不可の事例を統一基準として制定
- 返品・廃棄の処理実態の共有

実施事例 返品問題の啓蒙

○食品ロス削減の啓蒙・意識啓発の啓蒙
○研修・写真による啓蒙活動の共有

実施事例 返品率の削減と責任の明確化

○全社統一の基準を制定し、情報共有

関連箇所のチェックリスト

返品の実態・情報をもとに理解しているか	✓
一部仕向の返品発生を抑制しているか	
統一基準として制定・周知しているか	
情報共有で多少の返品発生しているか	
定期的に把握しているか	
経営者層に、返品を管理しているか	
✓実行しているよう、改正改善を推進しているか	
与り手ぬの取組事例について調査で合意しているか	
関係者と共有できているか	✓
情報を取引先と共有できているか	
削減を進めているか（進捗が早い）	
削減を進めているか（進捗が遅い）	
削減目標を社員層に共有しているか	
削減目標の月次報告を共有しているか	
・特設担当専任担当と専任に共有できているか	
ついて、専用センターの対応を推進しているか	
専用センターも活用しているか	
1日までの期間が十分な長さで設定しているか（廃	
法に対する個別対応ルールを制定しているか（廃	

② 返品実績の把握と管理

○返品削減を進めるには、返品実績を把握することが必要で、
○返品実績を把握し、削減や回収を促すことが必要です。

ポイント

- 商品別・地域別・取引先別の返品額・率・発生比の把握
- 営業会議や経営会議への報告、実態と課題点の情報共有
- 日経額・経年額の設定・進捗管理

実施事例 定期レポート報告

③ 不当な返品防止

○不当な返品を防止し、不当な返品を減らすこと、避けたいことが多くあります。
○不当な返品を防止し、不当な返品を減らすこと、避けたいことが多くあります。

ポイント

- 不当な返品は返品しないことを徹底
- 不当な返品を行わない、受け取らないこと
- 返品確認書の提出
- 返品確認書の運用のルール化

実施事例 返品確認書の運用

返品削減の進め方

企業内の取組み

- 意識改革・意識啓発
- 返品実績の把握と管理
- 不当な返品防止

取引先との取組み

- 関係者との情報共有
- 納品期限・賞味期限の見直し
- 商品入替えプロセスの見直し

返品削減推進プロジェクト

～製・配・販事業者の連携により、豊かな国民生活への貢献を目指します～

製・配・販連携協議会

我々、
製造メーカー・中間卸売・小売事業者は

- 生活者・消費者の利益に貢献するため
- 流通コスト・廃棄ロスを削減するため
- 環境に配慮した負荷を低減するため

意識・行動を変え、三位一体となって

返品削減に取り組みます！

製・配・販連携協議会について

製・配・販連携協議会とは、消費者庁の推進する「食品ロス削減」の取組を推進し、中間卸売・小売事業者と連携し、食品ロス削減を推進する目的で2014年に設立された団体です。

○事務局
経済産業省、一般財団法人流通システム開発センター、公益財団法人流通経済研究所

※本取組の取組及び本取組の取組については、製・配・販連携協議会のホームページ（<http://www.deta-forum.jp>）をご覧ください。

2016年7月発行

3.平成 28 年度（平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月）の取組

協議会内は 2016 年度の返品削減実施計画を作成し、計画達成に向けた取組を実施する。合わせて返品実態調査を継続して実施。

協議会外に対しては、策定した手引書およびポスターの推進活動。

返品削減に向けた取組実施に関する普及啓発策を検討し、業界団体等へ推進を図る。賞味期限の年月表示化は、食品メーカー各社の実行状況を共有、納品期限の見直しは、飲料・菓子で普及拡大を図る。更には飲料・菓子以外のカテゴリーで具体的な進め方を検討。

終売プロセス見直しは、これまでの活動成果を踏まえ、より実効性の高い方策を検討し、取組を促進する。

4.平成 29 年度予算の検討状況

特になし。